

実施要領 別紙3 リスク分担表

本リスク分担表は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。なお、事業契約と相違がある場合については事業契約の規定が優先する。

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
事前	提案費用	本件の事業者公募への応募に係る費用		●
	契約締結	本市に帰すべき事由により契約が結ばない、契約締結が遅延する等	●	
		議会の否決等により契約が結ばない、契約締結が遅延する等	●	●※1
		事業者に帰すべき事由により契約が結ばない、契約締結が遅延する等		●
実施段階	周辺住民あるいは施設利用者への対応	本事業の業務の実施内容に対する周辺住民あるいは施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		●
		上記以外のもの	●	
	政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、本事業の継続に支障が生じた場合または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の業務遂行における当該事業変更による増加経費負担	●	
	法令等変更	本事業に直接関係する法令（税制度を除く。）等の新設・変更に関するもの	●	
		上記以外の法令（税制度を除く。）の新設・変更に関するもの		●
	税制度変更	「消費税法」の変更による、サービス対価の支払に係る消費税の増減	●	
		法人税等の変更によるもの		●
	物価変動	維持管理・運営期間中の物価変動に関するもの	●	▲※2
	許認可取得	本市の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるもの	●	
		事業者の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるもの		●
	書類の誤り	本市が提示した書類の誤りによるもの	●	
		事業計画書等の事業者が提案、作成した内容の誤りによるもの		●
	調査	本市が実施した調査部分に関する誤り	●	
		事業者が実施した調査部分に関する誤り		●
	第三者賠償	本市の責に帰すべき事由による第三者への損害によるもの	●	
		事業者の責に帰すべき事由による第三者への損害によるもの		●
	環境保全	本市が行う業務に起因する環境の悪化によるもの	●	
		事業者が行う業務に起因する規定値以上の有害物質・騒音・臭気や光の排出・漏洩に関するもの		●
	債務不履行	本市の責に帰すべき事由による債務不履行	●	
		事業者の責に帰すべき事由による債務不履行（要求水準未達を含む）		●
	要求水準変更	要求水準の変更に伴うもの	●	
	セキュリティ	警備の不備等による情報漏えい、犯罪発生		●
	事故発生	業務における事故の発生		●
	事業中止・遅延	本市の指示、本市の債務不履行によるもの	●	
		事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		●

実 施 段 階	不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の本市または事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象等の不可抗力による費用の増大、計画遅延・中止等	●	●※3
	業務開始の遅延	本市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	●	
		上記以外の要因によるもの		●
	業務の遅延	本市の責に帰すべき事由によるもの	●	
		事業者の責に帰すべき事由によるもの		●
	一般的損害	業務の目的物・材料等に関して生じた損害		●
	業務費用の増大	本市の指示による業務内容の変更等に伴う業務費用の増大	●	
		上記以外の要因によるもの		●
	契約不適合	業務の契約不適合に関するもので事業契約において事業者負担とされるもの。		●
	施設設備機器劣化	事業者の責に帰すべき事由（適切な維持管理業務を怠ったこと等）及び経年による施設設備機器の劣化に関するもの		●
		上記以外の特殊事由による施設の劣化に関するもの	●	
	施設・備品の損傷・盗難等	事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったこと等による損傷等		●
		上記以外の要因による損傷等	●	
	備品更新	本市の指示による維持管理・運営業務に関する備品等の更新	●	
		上記以外の要因によるもの		●
	光熱水費の変動	光熱水費の変動	●	▲※2
	大規模修繕	大規模修繕等の発生に関するもの		●
		想定外の災害等事業者の責に帰すべき事由によらない場合	●	
	残骨灰・集じん灰の管理・処理業務	残骨灰・集じん灰の管理		●
	災害時及び非常時の対応	災害時及び非常時の対応のために必要な追加費用	●	
		上記以外及び事業者の責に帰すべき事由により発生した費用		●
事 業 終 了 時	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		●
	移管手続き	事業契約終了時の維持管理移管の手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの		●

（●主負担、▲従負担）

- ※1 契約が締結できないまたは契約手続きに時間がかかる場合、契約までの手続に要した本市及び事業者の費用等は、各々の負担とする。
- ※2 一定範囲を超える物価変動については、サービス購入料を見直す。
- ※3 一定の金額以下は事業者負担、それを超える場合は本市負担とする。